

# 新たに収入保険に加入する皆様を支援します

## ■収入保険加入促進事業（市単独事業）※令和6年度のみ ～ 収入保険新規加入者を支援 ～

収入保険の加入促進を図るため、新たに収入保険に加入する農業者に対して保険料及び付加保険料の掛け捨て部分の費用を支援します。

### (1) 補助対象者

市内に住所又は事業所を有し、新たに収入保険に加入した農業者  
 (個人の場合) 申請年度の12月末までに加入申請したもの  
 (法人の場合) 申請年度の2月末までに加入申請したもの

### (2) 補助対象経費

収入保険の加入に係る保険料及び付加保険料

### (3) 補助金額

補助金の額は、助成対象経費の1/2とし、  
 個人の場合は10万円を、法人の場合は40万円を上限とする

### (4) その他

収入保険の加入については、新潟県農業共済組合上越支所へご相談ください

- 収入保険は自ら生産した農産物の販売収入が補償対象
- ナラシは10a当たり収入の減少に併せて発動
- 水稲共済は収穫量の減少などが補償対象

		収穫量の減少	品質低下	市場価格の下落	病気等で収穫不能	保管中の災害や盗難	取引先の倒産
オールリスクに対応	<b>収入保険</b>	○	○	○	○	○	○
価格の下落に対応	<b>ナラシ対策</b>	△	×	○	×	×	×
自然災害等に対応	<b>水稲共済</b> 品質方式	○	○	×	×	×	×
	全相殺方式	○	×	×	×	×	×
	半相殺方式	○	×	×	×	×	×
	地域インデックス方式	○	×	×	×	×	×

### 収入保険に向いている方

- ①従業員を雇用している ②輸出しているため為替や流通動向が心配 ③コロナ禍などによる収入減少が不安  
 ④価格下落のリスクが高い品目を栽培している ⑤共済やナラシの対象外品目がある・・・

個人・地域によって様々なリスクが想定されます。それぞれの特徴を理解し、自分に合ったセーフティネットを選択しましょう。

お問い合わせ・ご相談は  
 農林課 農業振興係 (☎74-0027) までお電話ください。